
【報告事項】

(2) 今後の周産期医療提供体制の検討について ～第8次医療計画スケジュール・医師の働き方改革の動き等～

- 1 第8次医療計画等に関するスケジュール・・・・・・・・・・資料3-1
(【国】第8次医療計画等に関する検討会 資料より)

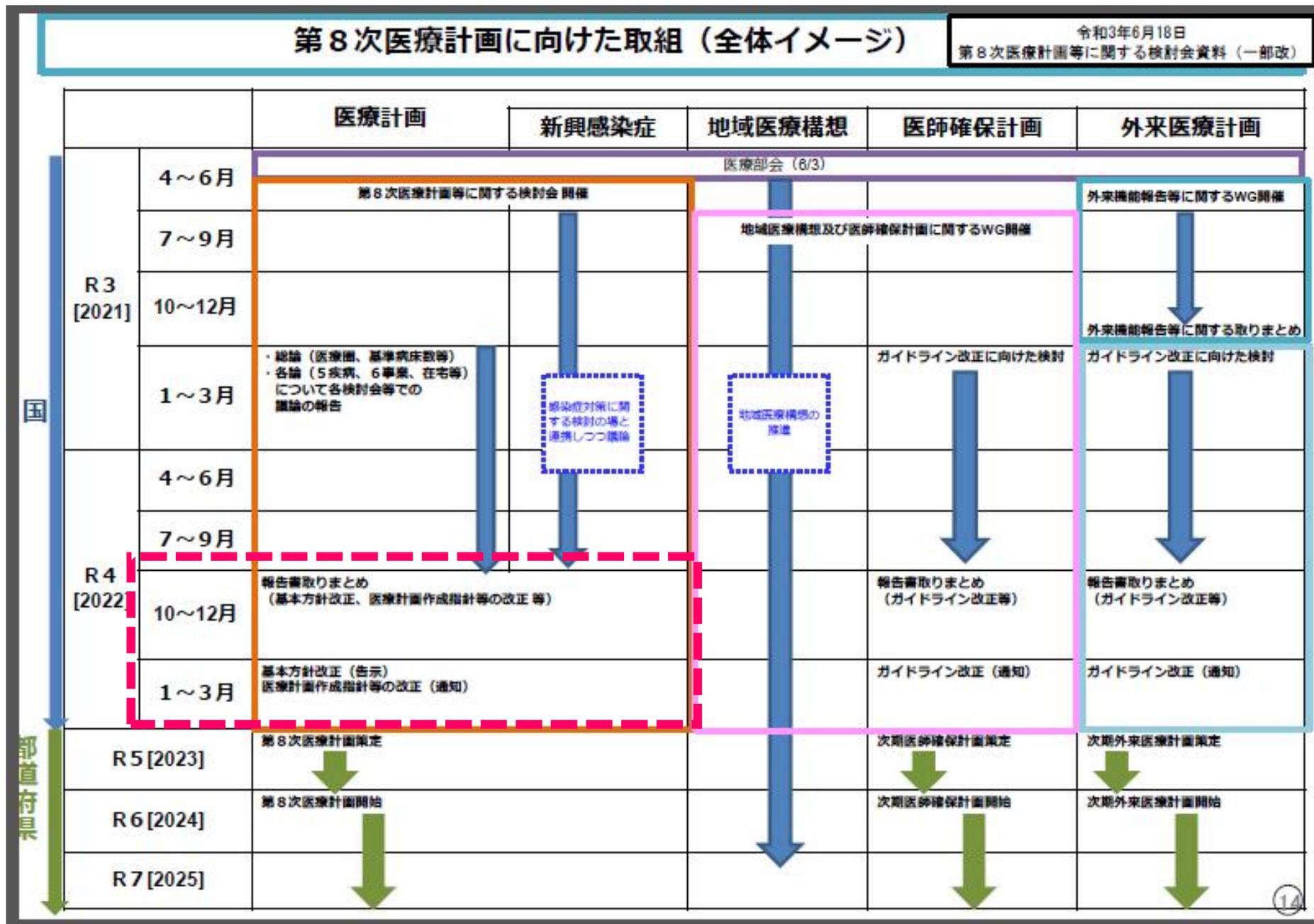
- 2 医師の働き方改革推進に向けた動き等・・・・・・・・・・資料3-2
(令和3年度二次医療圏別病院連絡会 参考資料より)

< R4.3.4 第7回 第8次医療計画等に関する検討会【資料1 抜粋】 >

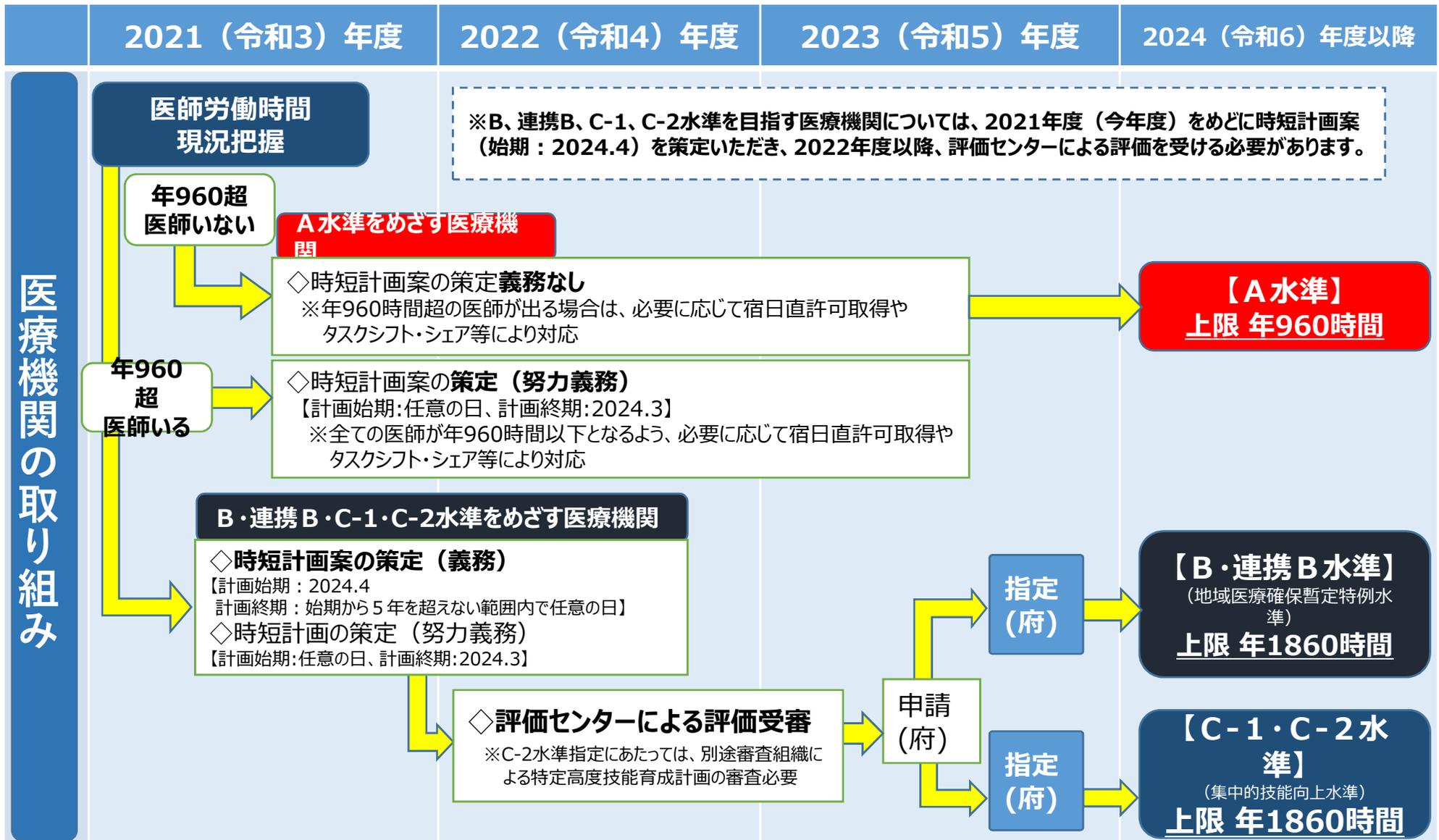
医療提供体制改革に係る今後のスケジュール

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	...	2030年度	...	2036年度	...	2040年度
医療計画	検討会・各WGでの議論・とりまとめ、基本方針・作成指針等の改正	各都道府県での計画策定	第8次医療計画 (2024~2029)	第9次医療計画 (2030~2035)		第10次医療計画 (2036~2041)				
新型コロナ対応	政府において対応のとりまとめ (6月)	とりまとめ結果を踏まえた対応								
地域医療構想	地域医療構想 (~2025)									
外来医療・かかりつけ医機能	外来機能報告の実施準備 (~9月頃)	報告の実施・集計 (~12月頃)	地域の組織の層での協議・紹介受診機能の連携機能の構築 (~3月)	各都道府県での外来医療計画の策定	外来医療計画 (第8次医療計画)	外来医療計画 (第9次医療計画)	外来医療計画 (第10次医療計画)			
	かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策の検討			検討結果を踏まえた対応						
医師の働き方改革	医療機関の準備状況と地域医療への影響についての実態調査 (補版回) の実施		実態調査を踏まえ、都道府県が圏域単位で地域医療への提供を検証し、地域の医療関係者間で地域医療の確保について協議・調整		(B) 水準 : 実態調査等を踏まえた段階的な見直しの検討		2035年度末を目途に解消予定			
					(C) 水準 : 研修及び医療の質の評価とともに中長期的に検証					
			2024年度より施行							

< R3.8.6 第2回 第8次医療計画等に関する検討会【資料 抜粋】 >



医師の働き方改革 スケジュール概要

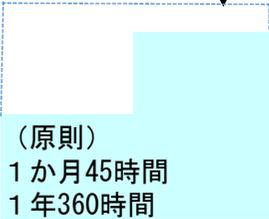


医師の時間外労働規制について

一般則

【時間外労働の上限】

- (例外)
- ・年720時間
- ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
- ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで



2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
(医療機関を指定)

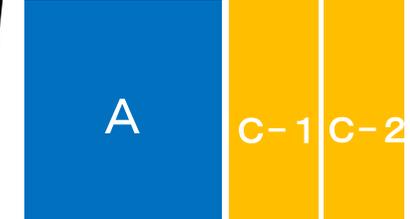
C-2
集中的技能向上水準

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
(暫定特例水準の解消 (=2035年度末を目標) 後)

縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり) ※いずれも休日労働含む



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

B、連携B、C-1、C-2の各水準について

水準	要件
B水準	<ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上」 かつ「医療計画において5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ・在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ・公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
連携B水準	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること
C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修プログラム ・日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラム の研修機関であること
C-2水準	厚生労働大臣が公示する「医師を育成することが公益上必要である分野」において、審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること（審査組織において確認）

※いずれも36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること
 （連携Bについては、自院のみでは960時間以下であるが、副業・兼業先と通算すると960時間を超えること）